

一人でもだれでも入れる杉並一般労働組合

杉並一般労働組合・規約

前文

杉並一般労働組合は、杉並区労働組合総連合の構成組織であり、だれでも入れる個人加盟の労働組合です。

杉並一般労働組合は、組合民主主義を何よりも大切にし、「資本からの独立」「政党からの独立」「一致する要求に基づく行動の統一」の三原則に基づいて運営されます。

杉並一般労働組合は、組合員の政党支持の自由、政治活動の自由を守り活動します。

第1章 総則

第1条（名称）

この組合は、杉並一般労働組合（以下「組合」という）、略称「杉並一般」といいます。

第2条（事務所）

組合事務所を東京都杉並区に置きます。

第2章 目的と活動

第3条（目的）

組合は、組合員の団結により、組合員の生活と権利を守ることを目的とします。

とりわけ、失業者や派遣やパート、臨時といった不安定雇用労働者をはじめとした未組織労働者を組織し、その労働条件の改善に努め、働く者の、経済的、社会的地位向上を図ります。

第4条（活動）

組合は、前条の目的を達成するために、次の活動を行います。

- 1 組合員の労働条件の維持改善に努めます。
- 2 労働基準法をはじめとした労働者保護を目的とした法律の改善や立法活動を行います。
- 3 非正規雇用や未組織労働者であっても正規雇用労働者との均等待遇が受けられるように、労働者の権利についての学習に努めます。
- 4 要求実現をめざしていく上で、労働組合運動の基礎的な教育を行い、組織の強化を図ります。
- 5 宣伝活動を強め、組織の拡大を図ります。

- 6 不当な解雇や差別、さらには権利侵害については、その都度、是正に努めていきます。
- 7 一致する要求の実現をめざすうえで政党、諸団体との協力、共同に努めます。
- 8 その他組合の目的を達成するために必要なことを行います。

第3章 組合員の権利と義務

第5条（資格）

組合員の資格は、次のとおりです。

- 1 杉並区内で働く者、区内に居住する者を原則とします。但し、役員、雇入、解雇、昇進または異動に関して直接の権限をもつ監督的地位にある労働者、その他使用者の利益を代表する者は除きます。
- 2 杉並区内の組織労働者の中で、未組織労働者の組織化を自らの課題とする者、あるいは援助する者については、オルグ加入者として組合加入を認めていきます。

第6条（加入）

第5条に定める資格を有するに至った者は、所定の申込書に必要事項を記入し執行委員長に提出します。組合員としての資格は、加入申込書が執行委員長に受理された時から始まります。

第7条（失格）

組合員は、次の場合にその資格を失います。

組合を脱退しようとするときは、脱退届を組合に提出し、執行委員会の承認を経なければなりません。脱退しようとする者で本組合に債務を有する場合は、その返済後でなければなりません。

第8条（権利）

組合員は、組合のすべての問題に参加し、均等の取り扱いを受ける権利を有し、また、いかなる場合においても人種・宗教・性別・門地または身分によって組合員たる資格を奪われません。

第9条（義務）

組合員は、規約及び組合機関の決定に服し、これを実行する義務及び組合費を納入する義務を負います。

第10条（罰則）

組合員が規約及び決議機関の決定に違反したとき、さらに組合の名誉を汚したときは処罰されます。

- 1 罰則は、警告、解任、権利停止、除名とします。
- 2 罰則の決定は、執行委員会が当該組合員の該当する行為があったことを調査・判断し、罰則の適用について大会に提案していきます。

第4章 機関

第11条（機関）

組合は、次の機関を置きます。

- 1 大会
- 2 臨時大会
- 3 執行委員会

第12条（大会）

大会は組合の最高決議機関で、執行部と組合員で構成し、毎年1回5月に執行委員長が招集して開催します。

第13条（臨時大会）

大会に次ぐ決議機関で、大会と同じ構成とし、執行委員長が招集します。但し、組合員の3分の1以上の要求があったとき、執行委員長は臨時大会を招集しなければなりません。

第14条（大会の成立要件）

大会は組合員の過半数以上の出席（委任状を含む）により成立します。

第15条（大会付議事項）

次の事項は、大会において付議されなければなりません。

- 1 運動方針と活動報告
- 2 進路（綱領）・規約・規則の改正
- 3 予算及び決算の承認
- 4 会費の改定
- 5 役員を選出
- 6 ストライキ権の確立
- 7 その他必要な事項

第16条（ストライキ権の行使）

ストライキ権の行使は、組合員の直接無記名投票による決定で行います。

第17条（執行委員会）

- 1 執行委員会は、役員で構成し、大会・臨時大会の決議事項及び組合の日常業務を執行する機関であり、大会・臨時大会にその責を負います。
- 2 執行委員会は、必要に応じて執行委員長が、役員を招集し、開催します。
- 3 執行委員会は構成員の2分の1以上の出席により成立し、その議事は出席構成員の2分の1以上の賛成で決めます。可否同数のときは議長がきめます。

第5章 役員

第18条（役員）

組合に次の役員を置きます。

執行委員長	1名
副執行委員長	若干名
書記長	1名
書記次長	若干名
執行委員	若干名
会計	1名
会計監査	2名

第19条（役員の任務）

- 1 執行委員長は、組合を代表し、組合業務を総括します。
- 2 副執行委員長は、執行委員長を補佐し、執行委員長に事故あるときは、これを代行します。
- 3 書記長は、執行委員長を補佐して組合業務を行うとともに、書記局を統括運営します。
- 4 書記次長は、書記長を補佐して、組合業務を行うとともに、書記長に事故あるときは、これを代行します。
- 5 執行委員は、組合業務を分担します。
- 6 会計は会計業務を行い、組合財政を統括します。

第20条（役員の選出）

- 1 役員選挙規則は別に定めます。
- 2 役員は大会において選出されます。但し、欠員の生じた場合は、直近の執行委員会で補充し、次期大会で承認を受けなければなりません。

第21条（役員の任期）

役員の任期は、定期大会より次期大会までとします。役員の再選は妨げません。欠員の補充

によって就任した役員の任期は、前任者の残りの任期とします。

第22条（顧問）

長年にわたり労働組合運動の発展のために奮闘されてきた方々に顧問に就任していただき、組合への意見・助言を求めています。

第6章 会計

第23条（組合の経費）

組合の経費は組合費、臨時組合費、寄附金、その他でまかないます。

第24条（組合費）

- 1 組合費は、一人月額1000円とし、加入の際は組合費の3カ月分を先払いとし、年間会費は12ヶ月とします。
- 2 月額組合費の納入が著しく生計に圧迫を加える者については、組合費の減免措置を講じます。減免の内容については、その都度、執行委員会が決定します。
- 3 一旦納入した組合費は、いかなる理由があってもこれを返還しません。

第25条（会計年度）

組合会計の年度は毎年5月1日より翌年4月末日までとします。

第26条（補正予算および臨時組合費）

補正予算に関する事項および臨時組合費の徴収については、大会の議決を経なければなりません。但し、執行委員長が、緊急を要すると判断した臨時組合費の徴収については、直近の大会で事後承認を受けなければなりません。

第27条（会計報告）

会計報告は、すべての財源及び使途、主要な寄付者の氏名並びに現在の経理状況を示し大会に報告します。

第7章 附則

第28条（規約の変更）

この規約は、大会において、出席組合員及び役員総数の3分の2以上の無記名投票による同意を得なければなりません。

第29条（施行日）

この規約は、2008年2月2日から施行します。

杉並一般労働組合・役員選挙規則

第1章 規約との関係及び目的

第1条（規約との関係）

この規則は、杉並一般労働組合同規約第15条第5項に基づいて定めます。

第2条（規約の目的）

この規約は、杉並一般労働組合の役員選挙を公正かつ民主的に行うことを目的として、その手続きを規定するものです。

第2章 選挙管理委員会

第3条（選挙管理委員会）

- 1 役員を選出するため、選挙管理委員会（以下「選管」という）を設けます。委員の総数及び委員の選出は、執行委員会の議決により定めます。
- 2 選挙管理委員の任期は、次期役員選挙を実施する定期大会直近の執行委員会までとします。
- 3 選管委員長は、委員の互選により選出します。選管委員長は、必要により選管を随時召集することができます。

第4条（選管の任務）

- 1 選管は、役員選挙の告示から選出までの業務を管理します。
- 2 選管は、大会において役員選挙を行うときは、少なくともその1ヶ月前に役員選挙の告示をしなければなりません。役員候補者の立候補届け出締め切りは、大会前日とします。
- 3 選管は、届け出のあったすべての役員候補者の経歴及び立候補の役職名を記載した名簿を大会に提出しなければなりません。

第3章 選挙

第5条（役員選挙）

役員は、選管の提出した候補者中より選出されます。

第6条（立候補手続き）

候補者となろうとする者は、告示期間中に選管所定の様式により選管に提出しなければなりません。

第7条（選挙）

- 1 役員の選挙は、選管によって管理されます。
- 2 役員定数を超えた役員候補者があった場合は、定数が1名のときは単記、定数が2名以上のときは定数の2分の1以内（端数切り捨て）の制限連記とし、所定の投票用紙にて行います。
- 3 役員候補者が定数を超えない場合は、信任投票を行う。信任投票は定数内自由連記とします。但し、大会の決議により投票を省略することができます。

第8条（無効票）

次の投票は無効とします。

- 1 交付した投票用紙を使用しないもの。
- 2 氏名を確認しがたく氏名以外の記載のあるもの。
- 3 役員定数以上の氏名を記載したもの。
- 4 その他、選管が無効と認めたもの。

第9条（当選人）

- 1 当選は定数が1名のときは最高得票者、定数が2名以上の場合は有効投票数の高位順にそれぞれ当選人とし、得票が同数のときは抽選とします。
- 2 信任投票の場合は、有効投票数の過半数を得たものを当選人とします。
- 3 選挙の結果、役員が定数に満たない場合は、次期執行委員会又は大会において速やかに補充しなければなりません。

第10条（補充選挙）

役員に欠員が生じた場合は、杉並一般労働組合同規約第20条第2項の規定に基づき執行委員会で補充選挙を行います。その場合は第9条を準用します。

第4章 付則

第11条（規則の改廃）

この規則の改廃は、大会で行います。

第12条（施行日）

この規則は、2008年2月2日から施行します。